

城東区役所 少額特名随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度 城東区役所仮設倉庫の警備業務委託	警備	国際セーフティー株式会社	105,600円	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙1のとおり	-
2	令和4年度 城東区広報誌「ふれあい城東」全戸配布業務委託(令和4年4月号～令和5年3月号)(城東地域)(概算契約)	その他	城東地域活動協議会	664,620円	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙2のとおり	-
3	令和4年度「絵本で子育てみんなで子育て」推進事業業務委託	その他	株式会社明日香	800,000円	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	令和4年度 城東区複合施設シャッター保守点検業務	機械設備等保守点検	文化シャッターサービス株式会社	308,000円	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	令和4年度 城東区複合施設自動扉保守点検業務	機械設備等保守点検	ナブコディア株式会社	475,200円	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	もと城東区民ホール 屋上簡易防水養生維持管理業務委託	施設保守点検整備	株式会社T-style	242,000円	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

【 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由 】(以下参照)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiryuu.pdf>

随意契約理由

城東区役所仮設倉庫（以下、「仮設倉庫」という）は、経済戦略局所管の「もと小売市場施設」の一部を、おもに区役所防災備蓄品などの保管用として間借りしており、同局からは、令和4年度については、1年間の使用承認を得ている。

現在の仮設倉庫における警備業務委託契約については、国際セーフティー株式会社と締結しており、令和4年3月末をもって満了する。

仮設倉庫内に保管している物品の中には、災害発生時、避難所必要物資など、区役所にとって重要な物品を保管していることから、業務上、警備業務委託を継続する必要性が認められ、現在の契約で問題なく仮設倉庫の運用ができています。

本件において、現在の業務委託を継続した場合、主に警備委託にかかる人件費部分のみであるが、あらたに他社と委託契約をおこなう場合、警備用設備の入れ替えにかかる初期費用が発生する。経費負担の観点から、前者が本市において有利であることは明らかであるため、引き続き国際セーフティー株式会社と特名随意契約を行う。

随意契約理由

昨今、地域の住民の顔の見える関係性、お互いが支え合う関係性が希薄となりつつあり、孤独死等も社会問題となっていることから、地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながりの重要性が年々増しているところである。

城東区役所としても、各地域活動協議会などと協働しながら、認知症高齢者や社会的に孤立している世帯など支援を必要としている方の情報の把握に努めているところである。

しかし、生活様式や価値観の多様化により近所同士のつきあいが減少するなど、地域において支援を必要とする方の情報把握が難しくなっており、支援体制を構築するための方策が課題となっている。

一方、広報誌「ふれあい城東」は毎月1回、城東区内の全世帯・事業者のポストに直接投函しているため、この広報紙の配布業務は、各世帯にアプローチする有効な手段として、支援を必要とされる方の情報把握に役立つと考えられる。

よって、上記の課題解決につながるよう、令和4年度より、体制が整った地域では順次、広報誌の配布業務の仕様において、単なる配布業務だけではなく配布先の住民への声かけ（安否確認）といった課題解決につながる内容を業務として追加することとする。

なお、本業務の実施については、配布業務だけでなく声かけや安否確認等を行っていただくことから、住民の理解が必要不可欠であり、ソーシャルビジネス（SB）・コミュニティビジネス（CB）といった、いわゆる地域の住民自らが主体となるビジネスの手法により実施可能であることが委託先としての条件となる。

また、広報誌は、期日までに各世帯・事業所に配布することが必要であることから、確実に業務を遂行することができる組織的な体制が整っていることも条件として挙げられる。

地域活動協議会は、地域の住民等で主体的に構成され、区に認められた唯一の連合組織であり、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいるうえ、支援体制の構築に主体的に取り組んでいる団体であり、組織的な体制も整っていると認められる。

よって、城東地域活動協議会は、城東地域において本業務の実施に向けた条件を満たす唯一の団体であることから、本業務の委託先として指定する。